

申告は正しくお早めに

市・県民税の申告期限は3月15日（火）です

市・県民税の申告

問合せ
税務課市民税担当 (43)1111-内線133

FAX (43)11125

市・県民税の所得申告を左表の日程のとおり行います。申告する必要のある人は、期限内に申告をしていただくようお願いします。

申告が必要な人

▼平成23年1月1日現在、幸手市に住所があり、つきのいずれかに該当する人

- ①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ②給与所得以外にほかの所得（不動産所得や雑所得など）があつた人
- ③給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票
- ④事業または農業所得者は収支内訳書（記入済みのものなど）
- ⑤国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国庫控除対象者認定書
- ⑥学生は学生証（郵送の場合コピーチェック）
- ⑦その他控除に必要なもの

申告に必要な物

- ①申告書
- ②印鑑

- ⑤平成22年中に所得がなかつた人でも、非課税証明書や所得証明書などの証明書を必要とする人
- ※平成22年分の所得税の確定申告書を提出した（する予定の）人は、この申告書を提出する必要はありません

⑥生命保険（個人年金）、地震保険などの控除証明書
⑦医療費控除を受ける人は、平成22年中に支払った医療費の領収書および保険などによる補てん額のわかるもの（事前に1年間分の合計額を計算しておいてください。）

※医療費控除明細書（領収書を入れる袋）が必要な人は、

市役所税務課窓口に備えていますので、ご利用ください。

- 前年（平成22年1月1日～12月31日）の給与収入金額が2千万円を超える時
- 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時

①事業所得などがある人事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売つた人などで、計算の結果、所得税が課税される人。

②給与所得などがある人大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です。

所得税の申告について
問合せ 春日部税務署 048(733)2111
※自動音声ガイダンス。

確定申告が必要な人

①事業所得などがある人事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売つた人などで、計算の結果、所得税が課税される人。

②給与所得などがある人

大沼運動公園 ●
地方庁舎前 ●
ふじ通り
春日部地方庁舎
春日部税務署
春日部市役所 ●
郵便局〒
西口 ♀バスのりば
春日部駅 東武線

春日部税務署案内図

電話 048(733)2111

交通

- ・東武線春日部駅（西口）から徒歩20分
- ・朝日バス（西口循環または春日部温泉行）バス停「地方庁舎前」から徒歩3分

※駐車場が狭いため、車の利用はご遠慮ください。

④幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業している人

⑤国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国庫控除対象者認定書

⑨学生は学生証（郵送の場合コピーチェック）

⑩そのほか控除に必要なもの

平成22年分所得税の確定申告は2月16日（水）～3月15日（火）に春日部税務署に提出（郵送可）してください。なお、確定申告は、市内の各申告会場（左の日程表）で

(3) 申告日程表

受付時間(全日程とも) 午前の部: 午前9時~11時
午後の部: 午後1時30分~3時30分

とき	ところ	対象地区
2/16 水	ウェルス幸手2階研修室	西関宿、花島、中島、楨野地、神扇、平野、中野、長間
17 木	"	上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽
18 金	"	惣新田、細野
21 月	"	緑台1・2丁目、栄1・2・4
22 火	"	栄3・5・6・7
23 水	"	天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・2丁目
24 木	"	吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
25 金	市役所第二庁舎第1会議室	東1・2丁目
27 日	"	平日に申告ができない人
28 月	"	東3~5丁目
3/1 火	"	中1~3丁目
2 水	"	中4丁目、北2・3丁目
3 木	"	中5丁目、大字幸手1~3,300番台・5,000番台
4 金	"	北1丁目
7 月	"	内国府間、外国府間、権現堂
8 火	"	南3丁目・上高野・上高野1丁目
9 水	"	南1・2丁目
10 木	コミュニティセンター集会室	大字幸手3,400番台~4,000番台、西1・2丁目
11 金	"	中川崎、下川崎、香日向1~4丁目
14 月	"	千塚、円藤内、松石、高須賀
15 火	"	上記の日程に申告ができない人

ご注意ください

▼税理士会による無料相談をご利用ください
税理士会による無料相談(所得税のみ)がありますので、営業、農業、その他庶業で確定申告をする人は、ぜひ、ご利用ください。
※専門性を考慮して得失を吟味するため、専門家による相談料金は別途必要です。

と き 2月16日(水)・17日(木)・18日(金)・
21日(月)午前9時～11時、午後1時
30分～3時30分

ところ ウェルス幸手2階研修室

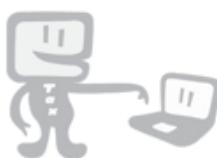
- ◆ 指定日に都合のつかない人は、日程表の中で都合の良い日にお越しください。
- ◆ 受付日は土曜、日曜日を除きますが、2月27日(日)は申告を行います。なお、当日は混雑が予想されますので、予めご了承ください。
- ◆ 申告期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。お手数でも申告会場までお越しください。
- ◆ 午前中は大変混み合い、待ち時間が長くなります。よめご了承ください。
- ◆ 各会場とも駐車場に限りがあります。なるべく車でのお越しは、遠慮ください。

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

平成22年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成23年3月31日(木)が申告・納付の期限となっています。なお、振替納税を利用する場合の振替納付日は4月27日(水)です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧いただくか、春日部税務署へお問い合わせください。

e-Taxなら…



- ①国税庁ホームページから電子申告
 - ②最高5000円の税額控除
 - ③添付書類を提出省略
 - ④還付金がスピードier

- 土地・家屋や株式などの譲渡所得について申告する人(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
- 投資信託などに伴う所得や申告分離課税を選択する配当所得がある人
- 損失申告の人
- 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- 過年度分の申告がある人